



世界の農業・農政

ロシアの穀物輸出規制

国際領域 総括上席研究官

長友 謙治

新型コロナウイルス感染症は、ロシアの経済・社会に大きな影響を及ぼしています。感染者数は2020年3月から本格的に増加し始め、2021年5月時点では累計でほぼ500万人に達しています⁽¹⁾。2020年にはコロナ禍と原油価格の下落があいまって経済が低迷し、実質GDP成長率は-3.0%に落ち込みました。

ロシアでは2018年にプーチン大統領が「農業関連分野の輸出額を2024年に450億ドルにする」という目標を打ち出して以来、農産物輸出の拡大が農政の最重要課題となってきましたが、コロナ禍で風向きが変わりました。筆者は2020年の本誌第96号（7月号）で、ロシアがコロナ禍の下での経済安定対策の一環として2020年4月に穀物輸出クォータを導入したことに触れましたが、同年12月には改めて穀物や油糧種子の輸出規制導入が決定され、2021年から実施されています。2020年度のカントリーレポート・ロシアではこれらの動きを詳しくまとめましたが⁽²⁾、本稿ではそこから穀物の輸出規制について紹介します。

1. 穀物輸出クォータとその後の経過（2020年4～12月）

2020年4月に導入された穀物輸出クォータは、小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシの4品目の穀物について、ユーラシア経済連合（加盟国：アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、ロシア）域外への4月1日から6月30日までの総輸出品量の合計を7百万トンまでとするものでした。枠の数量は過去の同期の輸出実績と比較して少なくはなかったのですが、先着順とされていたため、輸出申告が前倒しで殺到し4月のうちに枠を超過してしまいました。輸出契約を締結し現物も手配していた輸出入業者が枠の確保に出遅れて輸出できなくなる一方で、仮申告的な形で枠を押さえていた業者が結局輸出をやめて枠を返上する、といった混乱の発生も報じられました。

この穀物輸出クォータは同年6月で終了し、新たな農業年度の始まる7月からは穀物の輸出制限はなくなりました。しかし、その後ルーブル安と国際価格の上昇を背景として、小麦などの穀物では輸出が速いペースで進むとともに国内価格が上昇し、油糧種子や砂糖でも輸出の加速や生産の減少を背景に価格上昇が進んだため、製品である穀物のひき割り、パスタ、パン、食用油、砂糖といった国民生活上不可欠な食品の価格が高騰しました。コロナ禍で経済が減速し、失業率が上昇し、所得も減少する中で重要な食品の価格が高騰することは内政の不安定要因ともなりかねません。同年12月に入って事態を看過できないとみたプーチン大統領は政府に迅速かつ強力な対応を求め、政府は直ちに社会的重要品目（砂糖、ヒマワリ油、パン

製品等）の消費者価格抑制のため一連の措置を採ることを決定しました。次項でそのうちの穀物輸出規制を説明します。

2. 穀物輸出規制の再導入（2020年12月以降）

穀物の輸出規制については、ロシア政府は、2020年12月に措置を決定し、その後2021年2月にかけて矢継ぎ早に見直しを繰り返しました。価格動向や関係者の反応を見ながら措置を追加・修正していったようですが、その経過は以下のとおりです。

【第1の措置】

穀物については、2020年12月14日付けで、小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシの4品目を対象として、2021年2月15日から6月30日までの間、輸出関税割当制度を適用することを決定しました。対象穀物のユーラシア経済連合域外への輸出に合計1,750万トンの輸出数量枠を設定し、その枠内の輸出については、小麦には25ユーロ/トンの輸出関税を課す一方、それ以外の3品目の穀物は無税とし、枠外輸出については対象穀物全てに50%（ただし最低100ユーロ/トン）の輸出関税を課すという内容でした。

【第2の措置】

ロシア政府は、第1の輸出関税割当制度について、施行前の2021年1月23日付けで見直しを行いました。内容は、小麦については、枠内輸出関税を2月15日から同28日までは当初どおりの25ユーロ/トン、3月1日から6月30日までは50ユーロ/トンとすること、トウモロコシ及び大麦については、枠内輸出関税を2月15日から3月14日までは当初どおりの無税、3月15日から6月30日まではトウモロコシ25ユーロ/トン、大麦10ユーロ/トンとするものでした。枠外輸出関税は第1の措置のままです。

【第3の措置】

ロシア政府は、更に2021年2月6日付けで新たな措置を決定しました。この措置は、第2の措置までが当面の対応だったのに対し、その後の恒久的な措置と位置付けられています。穀物輸出関税とこれを財源として耕種農業生産者に給付される補助金がセットになっており、穀物の国際価格の高騰が国内市場に影響を及ぼすことを防ぐと同時に穀物生産を振興することを意図しています。衝撃吸収装置という意味で「穀物ダンパー」と称されます。輸出関税については、穀物の輸出価格の変動に応じて関税額が変動する「可変輸出関税」と輸出数量枠を組み合わせ、以下のような仕組みとなっています。

- ① 対象品目：小麦、ライ麦、大麦及びトウモロコシの4品目。
- ② 適用期間：2021年6月2日から。
- ③ 関税額（率）及び輸出数量枠：ロシアの農業年

度（毎年7月～翌年6月）を前提として以下の枠組みを設定。

- a. 年度前半（7月1日～12月31日）：輸出数量枠の設定は想定されていない。可変輸出関税を適用する。
- b. 年度後半（1月1日～6月30日）：輸出数量枠を設定する場合は、枠内輸出には可変輸出関税、枠外輸出には「50%、ただし最低100ユーロ/トン」の輸出関税が適用される。輸出数量枠を設定しない場合は可変輸出関税が適用される。

④ 可変輸出関税の税額

可変輸出関税のトン当たりの輸出関税額は、連邦農業省が下記の式により毎週算出・公表する。小麦、大麦及びトウモロコシが対象とされ、本式で算出した値が負になる場合には輸出関税額はゼロとされる。
「輸出関税額〔トン当たり〕＝（指標輸出価格－基準輸出価格）×0.7」

- a. 指標輸出価格：モスクワ証券取引所・全国商品取引所におけるドル建てノヴォロシスク港渡しFOB価格相場に基づき、連邦農業省が毎週算出・公表する値。
- b. 基準輸出価格：小麦は200ドル/トン、大麦及びトウモロコシは185ドル/トン。

以上のように、ロシアの穀物輸出規制については、2020年12月以降制度の導入と見直しが続けに行われた結果、非常に複雑になっていますので、小麦を例として2021年中の制度とその適用関係を図に整理しました。恒久的な制度に移行する6月以降を説明すると、6月2日～30日は輸出関税割当制度の1,750万トンの輸出数量枠が生きており、枠内の輸出には可変輸出関税、枠外の輸出には50%（最低100ユーロ/トン）の枠外輸出関税が適用されます。7月1日からは輸出数量枠がなくなり、12月31日まで可変輸出関税制度のみが適用されます。翌年1月以降また輸出数量枠が適用されるかどうか現時点ではわかりません。

3. ロシアの穀物輸出規制に関する考察

ロシアは、2001年に穀物の純輸出国となった後、何度も穀物の輸出規制を実施してきました。最も厳しかったのは2010年8月から11年6月まで適用された穀物輸出禁止措置ですが、筆者の見るところ、その際に生じた国内の価格低下や国外の市場喪失の経験から、その後今回の輸出規制までは極力制限を抑

制する方向で制度が設定・運用されてきました。

2021年の穀物輸出関税については、3月1日から6月1日まで小麦に適用される「50ユーロ/トン」の枠内関税には輸出を強く抑制する意図がうかがえますが、2020/21農業年度はロシアの穀物輸出が前倒しで進んでおり、輸出関税強化前の駆け込み輸出も考えると、輸出の安定性はともかく、総量が大きく影響を受けることはなさそうです。一方、6月2日以降適用される可変輸出関税の負担の程度は輸出価格の動向次第です。例年、農業年度が始まる7月からしばらくは、穀物の供給が増えて価格は国内・輸出とも下がるので、関税負担はあっても軽いと思われますが、年度後半に向けて供給が細ると価格は上昇してくるので、そのとき関税負担がどの程度の水準になり、ロシアの穀物生産者や輸出業者がどのような反応を示すか、また中近東・北アフリカ地域などのロシアから大量に小麦等を輸入している地域にどのような影響が出るか、注視していく必要があると思います。

4. おわりに

ロシアは、今日既に世界最大級の小麦輸出国であり、2018年以降は農産物輸出拡大を農政の重要課題として取り組んできましたが、2020年からはコロナ禍と経済の低迷の下で、食品価格の抑制を目的として、穀物等の輸出規制の強化に転じました。ロシア農政の根底には、食料安全保障の確保、特に基礎的な食品の価格・数量両面での安定供給の確保という命題があり、近年は後景に退いていましたが、危機的な状況下でこれが再び前面に出てきた形です。しかし、内政重視の対応によって穀物等の輸出規制を過度に強化すれば、これまで築いてきた「穀物輸出大国」としての信頼を損ない、更なる発展の途を狭める結果を自ら招くことになります。そのバランスを十分考慮した上で輸出規制が運用されていくのか、今後の動向を注視していく必要があります。

- (1) Johns Hopkins University, Coronavirus Resource Center. <https://coronavirus.jhu.edu/>
- (2) 長友謙治（2021）「第5章 ロシアーコロナ禍と食料安全保障」『令和2年度カントリーレポート第5号』、農林水産政策研究所。
https://www.maff.go.jp/prima/aff/kanko/project/attach/pdf/210331_R02cr05_05.pdf

時期		2021.2.15 ～2.28	3.1 ～6.1	6.2 ～6.30	7.1 ～12.31
制度		輸出関税割当制度			可変輸出関税制度
税率 (額)	数量枠	1,750 万トン（対象穀物計）			(指標輸出価格－200 ドル/トン) × 70 %
	枠内	25 ユーロ/トン	50 ユーロ/トン		
	枠外	50 %（最低 100 ユーロ/トン）			

図 ロシアの2021年の穀物輸出規制概要（小麦の場合）

資料：各規制の根拠となるロシア連邦政令から筆者作成。